

## 島根県被災者生活再建支援交付金要綱

〔平成 3 1 年 4 月 1 日〕  
島根県市町村振興協会要綱第 1 5 号

### (趣旨)

第 1 条 自然災害により住宅の全壊等生活基盤に被害を受けながら、その自然災害の規模又は住家の被害程度が被災者生活再建支援法(平成 1 0 年法律第 6 6 号。以下「法」という。)で定める対象に該当しないため、法による支援を受けられない者等に対し、その生活の再建を支援するため、市町村が支援金を支給する場合において、当該市町村に対し、この要綱に基づき予算の範囲内において島根県被災者生活再建支援交付金(以下「交付金」という。)を交付する。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 自然災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- 2 被災世帯 第 1 項に定める自然災害により被害を受けた世帯であって、住宅の被害程度が別表 1 に該当するものをいう。
- 3 支援金 別表 1 に定める基礎支援金及び加算支援金をいう。

### (交付金の対象事業)

第 3 条 交付金の交付対象となる事業は、市町村が、被災世帯となった世帯の世帯主に対し、その生活の再建を支援するため、別表 1 に基づく支援金の支給を行う事業とする。

なお、当該事業における住宅の建設・購入及び賃借は、被災世帯の所在した市町村の区域内で行われるものに限るものとする。

- 2 法に基づく被災者生活再建支援金については、この要綱における交付金交付の対象外とする。

### (交付額の算定方法)

第 4 条 交付金の額は、前条に定める支援金に相当する額に 1 0 分の 4 を乗じて得た額とする。

- 2 前項により算定した合計額に、千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

### (交付申請)

第 5 条 交付対象事業を実施しようとする市町村長は、交付申請書(様式第 1 号)を理事長へ提出しなければならない。

### (交付決定の通知)

第 6 条 理事長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、市町村長に通知するものとする。

- 2 前項の決定には、必要に応じて条件を付することができる。

### (変更交付申請)

第 7 条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに変更交付申請書(様式第 2 号)を理事長に提出し、その承認又は指示を受けなければならない。

- (1) 交付対象事業の内容を変更する場合
  - (2) 交付対象事業に要する交付金を増額する場合又は経費配分を変更する場合
  - (3) 交付対象事業が予定の期間内に完了しない場合
  - (4) 交付対象事業の遂行が困難となった場合
- 2 理事長は前項の規定により変更交付申請書が提出された時には審査を行い、変更を承認する場合は市町村長に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 市町村長は、補助事業が完了したときは実績報告書（様式第3号）を理事長に提出しなければならない。実績報告書の提出期限は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日または交付金の交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い期日とする。

(補助金の額の確定等)

第9条 理事長は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第6条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、市町村長に通知する。

(交付金の支払)

第10条 交付金は、前条の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、特に必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定により交付金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第4号）を理事長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第11条 理事長は、次の各号のいずれかに該当した時は、第5条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 法令若しくは本要綱に基づく理事長の決定若しくは指示に違反した場合
- (2) 交付金を対象外経費に使用した場合
- (3) 事業に関して不正、怠慢、その他不適當な行為をした場合

(交付金の経理)

第12条 市町村長は、事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して事業の収入額及び支出額を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 市町村長は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに、事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(交付金調書)

第13条 市町村長は、当該事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書を作成しておかなければならない。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月28日から施行し、改正後の規定は、令和2年7月3日以後に発生した自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する支援金について適用する。

(別表 1)

(単位：万円)

| 区分                      |           | 基礎<br>支援金 | 加算支援金       |           | 最大支援額<br>(注8) |
|-------------------------|-----------|-----------|-------------|-----------|---------------|
|                         |           |           | 住宅の<br>再建方法 | 金額        |               |
| 世帯                      | 被害程度(注1)  |           |             |           |               |
| 複数世帯<br>(世帯の構成<br>員が複数) | 全壊(注2)    | 100       | 建設、購入       | 200       | 300           |
|                         |           |           | 補修          | 100       | 200           |
|                         |           |           | 賃借          | 50        | 150           |
|                         | 大規模半壊(注3) | 50        | 建設、購入       | 200       | 250           |
|                         |           |           | 補修          | 100       | 150           |
|                         |           |           | 賃借          | 50        | 100           |
|                         | 中規模半壊(注4) | -         | 建設、購入       | 100(注7)   | 100           |
|                         |           |           | 補修          | 100(注7)   | 100           |
|                         |           |           | 賃借          | 25(注7)    | 25            |
|                         | 半壊(注5)    | -         | 補修          | 100(注7)   | 100           |
|                         | 一部破損(注6)  | -         | 補修          | 40(注7)    | 40            |
| 単数世帯<br>(世帯の構成<br>員が単数) | 全壊(注2)    | 75        | 建設、購入       | 150       | 225           |
|                         |           |           | 補修          | 75        | 150           |
|                         |           |           | 賃借          | 37.5      | 112.5         |
|                         | 大規模半壊(注3) | 37.5      | 建設、購入       | 150       | 187.5         |
|                         |           |           | 補修          | 75        | 112.5         |
|                         |           |           | 賃借          | 37.5      | 75            |
|                         | 中規模半壊(注4) | -         | 建設、購入       | 75(注7)    | 75            |
|                         |           |           | 補修          | 75(注7)    | 75            |
|                         |           |           | 賃借          | 18.75(注7) | 18.75         |
|                         | 半壊(注5)    | -         | 補修          | 75(注7)    | 75            |
|                         | 一部破損(注6)  | -         | 補修          | 30(注7)    | 30            |

(注1) 住家の被害程度は、市町村が発行する災害証明書又はそれに相当する書類により確認を行う。

(注2) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府（防災担当））の例による損害基準判定（以下、「損害基準判定」という。）において、その割合が50%以上と判定された住宅とする。

(注3) 損害基準判定において、その割合が40%以上50%未満と判定された住宅とする。

(注4) 損害基準判定において、その割合が30%以上40%未満と判定された住宅とする。なお、やむを得ず住宅を解体した場合、全壊と同様の取扱いとする。

(注5) 損害基準判定において、その割合が20%以上30%未満と判定された住宅とする。なお、やむを得ず住宅を解体した場合、全壊と同様の取扱いとする。

(注6) 損害基準判定において、その割合が10%以上20%未満と判定された住宅とする。

(注7) 被災した住宅の補修等に係る経費（以下、「実費」という。）が上限額を下回る場合は、実費の範囲内とする。

(注8) 法に基づく被災者生活再建支援金を受けた又は受ける者に対し、市町村が法による支援とは別に支援金を支給する場合には第3条に掲げる対象事業とするが、表に定める最大支援額から法に基づく支援額を差し引いた金額を最大支援額とする。

様式第 1 号（第 5 条関係）

（ 文 書 番 号 ）  
年 月 日

公益財団法人 島根県市町村振興協会理事長 様

職 氏 名

令和 年度 島根県被災者生活再建支援交付金交付申請書

島根県被災者生活再建支援交付金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり令和 年度島根県被災者生活再建支援交付金の交付を申請します。

記

| 区 分              |                     |      | 世帯数 | 支援金額 | 支援額×0.4    |
|------------------|---------------------|------|-----|------|------------|
| 被害程度             | 住宅の再建方法             | 世帯人数 |     |      | (1円未満切り捨て) |
| 全壊               | 建設又は購入              | 複数世帯 |     | 円    | 円          |
|                  |                     | 単数世帯 |     | 円    | 円          |
|                  | 補修                  | 複数世帯 |     | 円    | 円          |
|                  |                     | 単数世帯 |     | 円    | 円          |
|                  | 賃借                  | 複数世帯 |     | 円    | 円          |
|                  |                     | 単数世帯 |     | 円    | 円          |
| 大規模半壊            | 建設又は購入              | 複数世帯 |     | 円    | 円          |
|                  |                     | 単数世帯 |     | 円    | 円          |
|                  | 補修                  | 複数世帯 |     | 円    | 円          |
|                  |                     | 単数世帯 |     | 円    | 円          |
|                  | 賃借                  | 複数世帯 |     | 円    | 円          |
|                  |                     | 単数世帯 |     | 円    | 円          |
| 中規模半壊            | 建設又は購入              | 複数世帯 |     | 円    | 円          |
|                  |                     | 単数世帯 |     | 円    | 円          |
|                  | 補修                  | 複数世帯 |     | 円    | 円          |
|                  |                     | 単数世帯 |     | 円    | 円          |
|                  | 賃借                  | 複数世帯 |     | 円    | 円          |
|                  |                     | 単数世帯 |     | 円    | 円          |
| 半壊               | 建設又は購入<br>(やむを得ず解体) | 複数世帯 |     | 円    | 円          |
|                  |                     | 単数世帯 |     | 円    | 円          |
|                  | 補修                  | 複数世帯 |     | 円    | 円          |
|                  |                     | 単数世帯 |     | 円    | 円          |
| 一部破損             | 補修                  | 複数世帯 |     | 円    | 円          |
|                  |                     | 単数世帯 |     | 円    | 円          |
| 合 計              |                     |      |     |      | 円          |
| 交付金申請額 (千円未満切捨て) |                     |      |     |      | 円          |



様式第 2 号（第 7 条関係）

（ 文 書 番 号 ）  
年 月 日

公益財団法人 島根県市町村振興協会理事長 様

職 氏 名

令和 年度 島根県被災者生活再建支援交付金変更交付申請書  
令和 年 月 日付 第 号で交付決定通知があったこの交付金について、下記  
のとおり変更したく、島根県被災者生活再建支援交付金交付要綱第 7 条第 1 項の規定によ  
り変更を申請します。

記

| 区 分   |         |      | 世帯数 | 支援金額       | 支援額×0.4<br>(1円未満切り捨て) |
|-------|---------|------|-----|------------|-----------------------|
| 被害程度  | 住宅の再建方法 | 世帯人数 |     |            |                       |
| 全壊    | 建設又は購入  | 複数世帯 |     | 円<br>( 円 ) | 円<br>( 円 )            |
|       |         | 単数世帯 |     | 円<br>( 円 ) | 円<br>( 円 )            |
|       | 補修      | 複数世帯 |     | 円<br>( 円 ) | 円<br>( 円 )            |
|       |         | 単数世帯 |     | 円<br>( 円 ) | 円<br>( 円 )            |
|       | 賃借      | 複数世帯 |     | 円<br>( 円 ) | 円<br>( 円 )            |
|       |         | 単数世帯 |     | 円<br>( 円 ) | 円<br>( 円 )            |
| 大規模半壊 | 建設又は購入  | 複数世帯 |     | 円<br>( 円 ) | 円<br>( 円 )            |
|       |         | 単数世帯 |     | 円<br>( 円 ) | 円<br>( 円 )            |
|       | 補修      | 複数世帯 |     | 円<br>( 円 ) | 円<br>( 円 )            |
|       |         | 単数世帯 |     | 円          | 円                     |

|       |                     |      |  |       |       |
|-------|---------------------|------|--|-------|-------|
|       |                     |      |  | ( 円 ) | ( 円 ) |
|       | 賃借                  | 複数世帯 |  | ( 円 ) | ( 円 ) |
|       |                     | 単数世帯 |  | ( 円 ) | ( 円 ) |
| 中規模半壊 | 建設又は購入              | 複数世帯 |  | ( 円 ) | ( 円 ) |
|       |                     | 単数世帯 |  | ( 円 ) | ( 円 ) |
|       | 補修                  | 複数世帯 |  | ( 円 ) | ( 円 ) |
|       |                     | 単数世帯 |  | ( 円 ) | ( 円 ) |
|       | 賃借                  | 複数世帯 |  | ( 円 ) | ( 円 ) |
|       |                     | 単数世帯 |  | ( 円 ) | ( 円 ) |
| 半壊    | 建設又は購入<br>(やむを得ず解体) | 複数世帯 |  | ( 円 ) | ( 円 ) |
|       |                     | 単数世帯 |  | ( 円 ) | ( 円 ) |
|       | 補修                  | 複数世帯 |  | ( 円 ) | ( 円 ) |
|       |                     | 単数世帯 |  | ( 円 ) | ( 円 ) |
| 一部破損  | 補修                  | 複数世帯 |  | ( 円 ) | ( 円 ) |
|       |                     | 単数世帯 |  | ( 円 ) | ( 円 ) |
| 合 計   |                     |      |  |       | ( 円 ) |

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 交付金申請額（千円未満切捨て） | 円<br>( 円) |
|-----------------|-----------|

※変更前の数値又は金額を（ ）内に記載すること。

様式第 3 号（第 8 条関係）

（ 文 書 番 号 ）  
年 月 日

公益財団法人 島根県市町村振興協会理事長 様

職 氏 名

令和 年度 島根県被災者生活再建支援交付金実績報告書

令和 年 月 日付 第 号で交付決定通知があったこの交付金について、下記のとおり完了したので、島根県被災者生活再建支援交付金交付要綱第 8 条の規定により報告します。

記

| 区 分   |                     |      | 世帯数 | 支援金額 | 支援額×0.4<br>(1円未満切り捨て) |
|-------|---------------------|------|-----|------|-----------------------|
| 被害程度  | 住宅の再建方法             | 世帯人数 |     |      |                       |
| 全壊    | 建設又は購入              | 複数世帯 |     | 円    | 円                     |
|       |                     | 単数世帯 |     | 円    | 円                     |
|       | 補修                  | 複数世帯 |     | 円    | 円                     |
|       |                     | 単数世帯 |     | 円    | 円                     |
|       | 賃借                  | 複数世帯 |     | 円    | 円                     |
|       |                     | 単数世帯 |     | 円    | 円                     |
| 大規模半壊 | 建設又は購入              | 複数世帯 |     | 円    | 円                     |
|       |                     | 単数世帯 |     | 円    | 円                     |
|       | 補修                  | 複数世帯 |     | 円    | 円                     |
|       |                     | 単数世帯 |     | 円    | 円                     |
|       | 賃借                  | 複数世帯 |     | 円    | 円                     |
|       |                     | 単数世帯 |     | 円    | 円                     |
| 中規模半壊 | 建設又は購入              | 複数世帯 |     | 円    | 円                     |
|       |                     | 単数世帯 |     | 円    | 円                     |
|       | 補修                  | 複数世帯 |     | 円    | 円                     |
|       |                     | 単数世帯 |     | 円    | 円                     |
|       | 賃借                  | 複数世帯 |     | 円    | 円                     |
|       |                     | 単数世帯 |     | 円    | 円                     |
| 半壊    | 建設又は購入<br>(やむを得ず解体) | 複数世帯 |     | 円    | 円                     |
|       |                     | 単数世帯 |     | 円    | 円                     |

|                     |    |      |  |   |   |
|---------------------|----|------|--|---|---|
|                     | )  |      |  |   |   |
|                     | 補修 | 複数世帯 |  | 円 | 円 |
|                     |    | 単数世帯 |  | 円 | 円 |
| 一部破損                | 補修 | 複数世帯 |  | 円 | 円 |
|                     |    | 単数世帯 |  | 円 | 円 |
| 合 計                 |    |      |  |   | 円 |
| 交付金申請（実績）額（千円未満切捨て） |    |      |  |   | 円 |

様式第 4 号（第 1 0 条関係）

年 月 日

公益財団法人 島根県市町村振興協会理事長 様

職 氏 名

令和 年度 島根県被災者生活再建支援交付金概算払請求書

令和 年 月 日付 第 号で交付決定通知があったこの交付金について、  
下記により金 円を概算払によって交付されたく請求します。

記

| 交付決定額 |            | 月 日現在<br>予定出来高 |           | 交付金         |               |               | 事業完了予定<br>年月日 | 備考 |
|-------|------------|----------------|-----------|-------------|---------------|---------------|---------------|----|
| 事業費   | 交付金<br>(A) | 事業費            | 交付金       | 既受領額<br>(B) | 今回請求<br>額 (C) | 残額<br>(A-B-C) |               |    |
| 円     | 円          | 円              | 円<br>( %) | 円<br>( %)   | 円<br>( %)     | 円<br>( %)     |               |    |

- (注) 1 「交付決定額」には交付金の交付決定（変更があった場合は変更承認後）の額を記入すること。  
2 「( %)」には (A) を 100%とする割合を記入すること。